

第37回 定時株主総会資料

(電子提供措置事項のうち書面交付請求に基づく交付書面に記載しない事項)

- ・ 企業集団の主要な事業セグメント
- ・ 企業集団の主要拠点等
- ・ 主要な借入先及び借入額の状況
- ・ 剰余金の配当等の決定に関する事項
- ・ その他企業集団の現況に関する重要な事項
- ・ 業務の適正を確保するための体制
及び当該体制の運用状況
- ・ 株式会社の支配に関する基本方針に関する事項
- ・ 連結株主資本等変動計算書
- ・ 連結注記表
- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ 個別注記表

第37期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

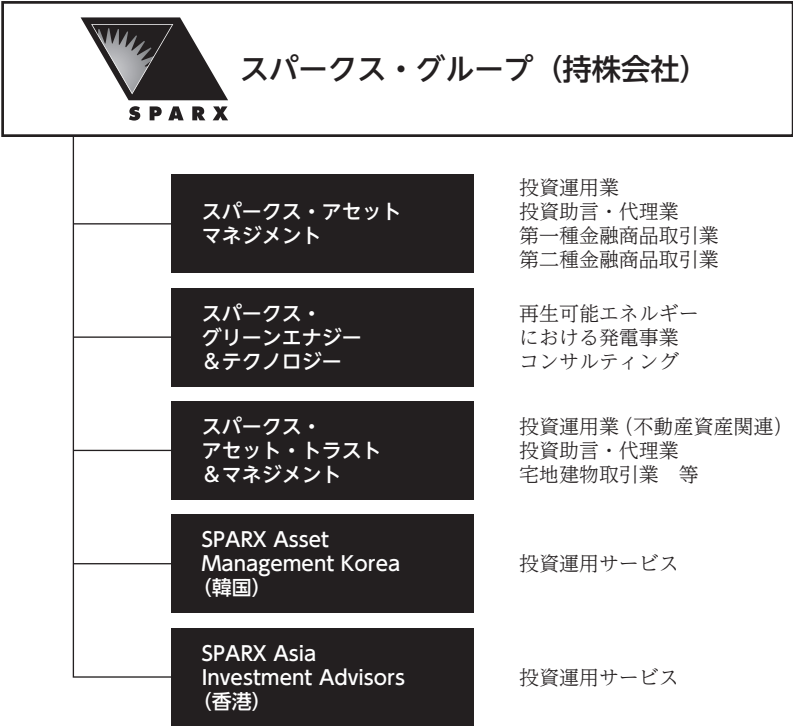
スパークス・グループ株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款の定めにより、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

企業集団の主要な事業セグメント (2026年3月31日現在)

当社グループは、スパークス・グループ株式会社を持株会社として、日本及び海外子会社で構成される、資産運用業（投資顧問業・投資信託委託業）を中核業務とする企業集団であります。

当社グループが提供する資産運用業は主として、日本の上場株式及び日本を含む世界の国々の非上場株式を投資対象とした調査・運用をスパークス・アセット・マネジメント株式会社、再生可能エネルギー発電事業などを投資対象とした調査・運用をスパークス・アセット・マネジメント株式会社及びスパークス・アセット・トラスト&マネジメント株式会社、再生可能エネルギー発電所の開発・運営管理をスパークス・グリーンエナジー&テクノロジー株式会社、不動産を投資対象とした調査・運用をスパークス・アセット・トラスト&マネジメント株式会社、韓国株式を投資対象とした調査・運用をSPARX Asset Management Korea Co., Ltd.、アジア株式を投資対象とした調査・運用をケイマン諸島籍のSPARX Asia Capital Management Limitedの100%子会社であり、香港を主要拠点とするSPARX Asia Investment Advisors Limitedが行っております。



企業集団の主要拠点等 (2026年3月31日現在)

(1) 企業集団の主要な事業所

名称	所在地
当社	東京都港区
SPARX Asset Management Korea Co., Ltd.	韓国ソウル市
スパークス・アセット・マネジメント株式会社	東京都港区
SPARX Asia Investment Advisors Limited	中国・香港特別行政区
スパークス・グリーンエナジー&テクノロジー株式会社	東京都港区
スパークス・アセット・トラスト&マネジメント株式会社	東京都港区

(2) 使用人の状況 (2026年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
187名	6名減

- (注) 1. 使用人数は派遣社員、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、契約社員、嘱託社員及び当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。
2. 当社グループは、投信投資顧問事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載をしておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
39名	増減なし	49.8歳	11.4年

- (注) 1. 使用人数は派遣社員、当社から当社グループへの出向者を除き、契約社員、嘱託社員及び当社グループの兼務者を含む就業人員であります。なお、平均勤続年数は、グループ各社における勤続年数を通算しております。
2. 前事業年度末比増減には、グループ内異動による増減を含んでおります。

主要な借入先及び借入額の状況 (2026年3月31日現在)

借入先	借入残高 (百万円)
三井住友信託銀行株式会社	5,000
株式会社みずほ銀行	2,000
株式会社三井住友銀行	2,000

剰余金の配当等の決定に関する事項

該当事項はありません。

その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は取締役会において、業務の適正を確保するための体制を整備するため、「内部統制システム構築の基本方針」を決議しております。その決議内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は、意思決定及び業務執行の適法性、妥当性を監視する機能を強化し充実するため、独立した社外取締役を招聘してこれを構成する。また独立した社外取締役が構成員の過半数となる監査等委員会の監査等により、業務執行の適法性・妥当性の監視を行う。
- ② 社外取締役のうち、証券取引所の有価証券上場規程に定める独立役員の要件を充たす者については、原則としてその届出を行う。
- ③ 業務執行取締役は法令・定款・社内規程を遵守し、当社グループの経営理念「世界で最も信頼、尊敬されるインベストメント・カンパニーになる」を実現するために定められたSPARX VISION STATEMENT、コンプライアンス・マニュアル、スパークス・グループ コード・オブ・エシックスに則り行動する。また、業務執行取締役は年度に一回以上のコンプライアンス研修の参加を義務付けられ、法令及び諸規則への理解を深める。
- ④ 国内外の諸法規等を遵守するため、取締役会直轄の組織としてコンプライアンス部門を設け、法令等遵守の状況については、当該部門が主催する委員会での審議を経て定期的に取り締役会にて報告する。
- ⑤ 取締役の違法・違反行為については、内部通報制度に基づき、内部窓口をコンプライアンス部門長及び監査等委員会事務局とし、外部窓口は法律事務所とすることにより、役職員から通報や相談を受ける。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 情報セキュリティ規程等に基づき、機密性レベルに応じた保存方法などの措置を定め、情報資産を保護する。なお、近年新たな脅威となっているサイバー攻撃については、別途定めたサイバーセキュリティ規程に基づき、防護する体制とする。
- ② 文書規程に基づき、次の各号に定める文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）を関連資料とともに保存・管理する。
 - イ 株主総会議事録
 - ロ 取締役会議事録
 - ハ 監査等委員会議事録
 - ニ その他文書規程及び経理規程に定める文書
- ③ 取締役から閲覧の要請があった場合、担当部署はいつでも当該要請のあった文書、情報を閲覧又は謄写に供する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 業務執行取締役は、リスク管理体制構築の重要性に鑑み、リスク管理に関する諸規程を定め、リスク管理体制を整備する。
- ② リスク管理担当部署は、リスクの把握と管理に努める。また、それらの結果を必要に応じて取締役会に報告する。
- ③ 取締役会は個々のリスクに対して、必要に応じて対応方針を審議し、適切な対策を講じる。
- ④ 地震や風水害等の自然災害、或いは火事や停電、運用時や障害時等のシステム管理不良、サイバー攻撃等のセキュリティ事案等による被害に対しては、業務継続計画を予め整備し、事前対応に努めるとともに被害発生時の影響の極小化、迅速な復旧に備える。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 経営方針や経営戦略等に関する経営上の重要な事項については、取締役会規程に基づいて協議を行い、決定する。また、業務執行取締役の権限及び責任の範囲については、組織規程及び業務分掌規程を定めることで、業務執行取締役が効率的に職務執行を行う体制を確保する。
- ② 事業展開における臨機応変な対応を可能とするため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は一年とする。取締役は、意思決定に当たって善管注意義務が十分に果たされているかを相互に監視するとともに、効率性と健全性の確保に努める。
- ③ 取締役会は毎月一回以上開催し、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。月次の業績については、定例の取締役会にて報告され、レビューされる。
- ④ 取締役会は、専門的な事項について調査、審議、立案、答申等を行う諮問機関として各種委員会を設置する。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 使用人は、法令・定款・社内規程を遵守し、当社グループの経営理念「世界で最も信頼、尊敬されるインベストメント・カンパニーになる」を実現するために定められたSPARX VISION STATEMENT、コンプライアンス・マニュアル、スパークス・グループ コード・オブ・エシックスに則り行動する。また、各種の会議等を通じ経営理念の浸透を図る。
- ② 社内規程は法令の改廃等に合わせ随時見直し改定するとともに、これを全社員に告知徹底する。また、全社員は入社時及び年度に一回以上のコンプライアンス研修の参加を義務付けられ、法令、諸規則及び社内規程への理解を深める。
- ③ 国内外の諸法令及び社内規程を遵守するため、コンプライアンス部門が主催する委員会を設置してコンプライアンス体制を検証するとともに法令上の諸問題を調査、検討し、取締役会で対応方針を決定する。
- ④ 社内で発生するコンプライアンスに関する諸問題は「インシデント・レポート」等により各部門からコンプライアンス部門及び内部監査部門に報告され、委員会で審議の後、取締役会及び監査等委員会に報告される。また、懲罰の要否を検討する必要がある場合には別途委員会において審議し、就業規則等に従い社内処分を行う。
- ⑤ 使用人の違法・違反行為については、内部通報制度に基づき、内部窓口をコンプライアンス部門長及び監査等委員会事務局とし、外部窓口は法律事務所とすることにより役職員から通報や相談を受ける。
- ⑥ 取締役会直轄の内部監査部門が、使用人の職務の執行が諸法規、定款、社内規程及び企業倫理等に従って適正かつ効率的に行われているかを監査し、取締役会及び監査等委員会に対して報告する。
- ⑦ 取締役会は、財務報告にかかる内部統制が有効に機能するよう、全社的な統制・IT統制・業務プロセス統制に関する統制活動の文書化、内部統制の評価、有効性の判断、不備の是正等の活動を逐次モニターする。

(6) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① グループ各子会社の経営については、子会社管理規程に基づき、子会社管理担当部門がモニタリングを行い、主要子会社の経営状況を把握し、必要に応じて取締役会に報告する。
- ② 取締役会は必要に応じて主要子会社の代表者から業務報告を直接受ける。
- ③ 主要子会社において法令・諸規則を遵守するため、その規模や業態などに応じて、SPARX GROUP CODE OF ETHICS PROTOCOLに従い所定の事項を盛り込んだ各社ごとの社内規程を採択させる他、グローバルな視点から業務執行に関する法令遵守及びリスク管理を行う。

(7) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査等委員会の職務は内部監査部門が補助する。
- ② 内部監査部門に所属する使用人の異動、評価等人事全般の事項については監査等委員会の事前の同意を得るものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保するものとする。
- ③ 監査等委員会より監査職務の遂行に必要な指示を受けた内部監査部門の使用人は、その指示に関して取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮・命令を受けないものとする。

(8) 当社及びその子会社から成る企業集団における取締役、監査役及び使用人が当社の監査等委員会に報告するための体制

当社及び国内子会社においては、

- ① 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査等委員会に報告する。
- ② 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査役及び使用人は、監査等委員会及び内部監査部門から、会社の業務及び財産の状況の報告を求められたときは、速やかにこれを報告する。
- ③ 内部監査部門は、当社グループにおける内部監査の結果その他活動状況を定期的に監査等委員会に報告する。

(9) 監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

（直接・間接を問わず）監査等委員会への報告を行った当社グループの役員及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び従業員に周知徹底する。

(10) 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ① 監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法の定めに基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が監査等委員会の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ② 監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

(11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員会は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査役監査の環境整備の状況、監査に関する重要課題の他、会社が対処すべき課題等について意見を交換する。
- ② 監査等委員会は、内部監査部門の監査と調整を行い、連携して監査を行うとともに、会計監査人から定期的に会計監査の結果の報告を受ける。また、効率的かつ効果的な監査を行うため、それぞれ連絡会議を開催する等により情報の共有に努める。
- ③ 監査等委員会が選定する監査等委員は、重要会議の議事録等を随時閲覧するとともに、必要に応じ、説明を求める。
- ④ 監査等委員会は、当社グループ各社の監査業務にかかる情報共有、意見交換に努める。

(12) 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方等

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対して、一切関係を持たず、経済的な利益を供与せず、また違法・不当な要求に毅然として応じないことを基本的な考え方とし、これを実現するために、所轄部門によるコンプライアンス教育を徹底するとともに、所轄警察署及び弁護士等の外部専門機関との連携を図る。

(13) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため「財務報告に係る内部統制の経営者評価に関する基本原則」を策定し、取締役会が決定する年度基本方針に基づき、有効かつ効率的な財務報告に係る内部統制の整備、運用並びに評価を行う。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

「内部統制システムに関する基本方針」に基づき、内部統制システムの整備及びその実効的な運用に努めております。当事業年度における主な運用状況は、以下のとおりであります。

- ・当社グループは企業理念「世界で最も信頼、尊敬されるインベストメント・カンパニーになる」ことで「世界を豊かに、健やかに、そして幸せにする」の実現に向け、当社及び当社子会社の役職員に対して「SPARX VISION STATEMENT」などを通して、その理念の周知徹底を図っております。

- ・コンプライアンス意識の向上と不正行為の未然防止等を図るため、当社及び子会社の役職員に対して入社時及び年度に一回以上のコンプライアンス研修を実施しております。

- ・役職員から通報や相談を受ける内部通報制度を設け、通報者の保護を図るとともに問題の早期発見と改善に努めております。

- ・当社は、毎月開催される定時取締役会のほか、必要に応じ臨時取締役会を開催し、業務執行の意思決定及び業務執行の監督を行っております。また、取締役会において継続的に経営上の新たなリスク及びその対応策について検討しております。その上で、必要に応じて社内諸規程及び業務の見直しを行い、内部統制システムの実効性の向上を図っております。

- ・グループリスク管理委員会を設置し、グループ横断的なリスク管理を行っております。同委員会において、四半期ごとに各担当部門が行ったリスク調査の結果に基づき、分析・評価を行っており、その内容は取締役会に報告されております。

- ・グループ各子会社の経営については、子会社管理規程に基づき、子会社管理担当部門がモニタリングを行い、主要子会社の経営状況を把握し、毎月取締役会に報告しております。

- ・監査等委員会の監査体制に関しては、監査等委員である取締役は取締役会に出席するとともに、そのほか重要な会議及び子会社の取締役会等には、監査等委員の職務を補助する内部監査部門が出席し、報告を受けた内容の監視・検証を行っております。海外子会社については、往査を含め、取締役等より定期的に報告を受け監査を行っております。監査等委員は、内部監査部門から定期的に内部監査結果の報告を受け、会計監査人からは会計監査及び内部統制の監査結果について報告を受け、これらについて討議を行っております。さらに監査等委員会は代表取締役との定期的な会合を実施し、監査に関する重要課題、会社が対処すべき課題等について意見交換をしております。監査等委員の職務執行について生じる費用等の支弁に関しては年間予算を策定し適宜監査に必要な費用の支払いを行っております。

- ・内部監査担当部門は定期的に内部監査を実施するとともに、外部監査人との協働を含め内部統制の有効性の評価を行っております。

株式会社の支配に関する基本方針に関する事項

該当事項はありません。

連結株主資本等変動計算書

第37期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2025年4月1日残高	8,587	1,481	23,497	△3,222	30,343
当連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△2,791		△2,791
親会社株主に帰属する 当期純利益			6,384		6,384
自己株式の取得				△300	△300
自己株式の消却		△335		335	－
株式付与ESOP信託に よる自己株式の処分				100	100
株主資本以外の項目の当連結 会計年度中の変動額（純額）					
当連結会計年度中の変動額合計	－	△335	3,593	134	3,392
2026年3月31日残高	8,587	1,146	27,090	△3,088	33,735

	その他の包括利益累計額				非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係 る調整累計額	その 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
2025年4月1日残高	1,933	1,245	△14	3,164	0	33,507
当連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△2,791
親会社株主に帰属する 当期純利益						6,384
自己株式の取得						△300
自己株式の消却						－
株式付与ESOP信託に よる自己株式の処分						100
株主資本以外の項目の当連結 会計年度中の変動額（純額）	2,231	71	1	2,304	－	2,304
当連結会計年度中の変動額合計	2,231	71	1	2,304	－	5,696
2026年3月31日残高	4,164	1,316	△12	5,468	0	39,204

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類の連結注記表

当社の連結計算書類は、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）並びに同規則第118条の規定に基づき当社グループの主たる事業である投信投資顧問業を営む会社に適用される「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に準拠して作成しております。

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び名称

連結子会社の数 11社

連結子会社の名称

SPARX Asset Management Korea Co., Ltd.

スパークス・アセット・マネジメント株式会社

SPARX Asia Capital Management Limited

SPARX Asia Investment Advisors Limited

スパークス・グリーンエナジー&テクノロジー株式会社

スパークス・アセット・トラスト&マネジメント株式会社

スパークス・インベストメント株式会社

その他4社

スパークス・AI&テクノロジーズ・インベストメント株式会社は2025年4月1日付でスパークス・インベストメント株式会社に社名変更しております。

(2) 非連結子会社の名称等

SGET第1蓄電所合同会社

SPARX Asia Investment PTE. LTD.

上記2社は、いずれも小規模であり、各社の総資産、営業収益、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数及び名称

持分法適用の関連会社数 2社

持分法適用の関連会社の名称

株式会社シグマアイ

野村スパークス・インベストメント株式会社

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の名称等

SGET第1蓄電所合同会社

なかのアセットマネジメント株式会社

SPARX Asia Investment PTE. LTD.

上記3社は、いずれも小規模であり、各社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、SPARX Asia Capital Management Limitedを含む4社の決算日は12月31日であり、そのほか1社の決算日は11月30日です。

上記のうち11月30日を決算日とする連結子会社については、2月末日現在で実施した仮決算に基づく計算書類等を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

また12月31日を決算日とする連結子会社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類等を使用しております。

なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの…時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等……………主として総平均法による原価法を採用しております。

（投資事業組合等への出資）

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② デリバティブ

時価法を採用しております。

③ 棚卸資産

仕掛販売用不動産…個別法による原価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は主として定率法を、また在外連結子会社は定額法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物及び構築物については、定額法によっております。なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物	4年～22年
工具、器具及び備品	3年～15年
機械装置	17年～22年
車両運搬具	6年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（主として5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とした定額法を採用しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当連結会計年度においては、貸倒実績はなく、一般債権については貸倒引当金を計上しておりません。

② 株式給付引当金

株式交付規程に基づく従業員への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

③ 長期インセンティブ引当金

国内子会社の海外子会社への出向者に対して支給するインセンティブ報酬の支出に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額に基づき計上しております。

④ 役員株式給付引当金

役員株式交付規程に基づく当社の役員への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

⑤ 株主優待引当金

株主優待制度に基づき、株主に付与したポイントの利用に備えるため、当連結会計年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

① 残高報酬

残高報酬は、当社が運用するファンドについて、契約に基づき、管理・運用する義務があり、運用資産残高又はコミットメント額に一定の料率を乗じた金額で測定し報酬として受領しており、運用期間にわたり収益を認識しております。取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

② 成功報酬（上場株式運用）

成功報酬（上場株式運用）は、残高報酬と同様、契約に基づき、管理・運用する義務があり、過去のパフォーマンスの最高値を上回った部分の一定割合を報酬として受領しており、当該時点に収益を認識しております。取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

③ 成功報酬（アクイジションフィー）

成功報酬（アクイジションフィー）は、再生可能エネルギー発電事業を行う合同会社との契約に基づく匿名組合出資又は融資実行に要する支援を収益計上の履行義務として認識しており、合同会社への匿名組合出資又は融資の実行の都度、資金調達額に一定の料率を乗じて収益を認識しております。取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

④ 成功報酬（プライベート・エクイティ）

成功報酬（プライベート・エクイティ）は、当社が運用するプライベート・エクイティファンドについて、契約に基づき、管理・運用する義務があり、出資履行金額を分配累計額が超過する各段階ごと

に、一定割合を報酬として受領しており、当該時点に収益を認識しております。取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

② 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、一部の在外子会社における役職員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。なお、当連結会計年度末については、退職給付債務に比して年金資産の方が大きいことから、連結貸借対照表上は退職給付に係る資産として記載しております。

費用処理されていない数理計算上の差異等の未認識額は、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

Ⅱ. 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

該当事項はありません。

2. 特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項は、次のとおりであります。

金融商品取引責任準備金 金融商品取引法第46条の5

3. 有形固定資産の減価償却累計額 1,567百万円

Ⅲ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首株式数	増 加 株 式 数	減 少 株 式 数	当 連 結 会 計 年 度 末 株 式 数
普 通 株 式	41,705,480	－	197,700	41,507,780

(注) 発行済株式総数の減少は、自己株式の消却を実施したことによる減少分であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株 式 の 種 類	配 の 当 金 額	1 株 当 た り 配 当 額	基 準 日	効 力 発 生 日
2 0 2 5 年 6 月 6 日 定時株主総会	普 通 株 式	2,791百万円	68円00銭	2 0 2 5 年 3 月 3 1 日	2 0 2 5 年 6 月 9 日

(注) 2025年6月6日定時株主総会による配当金の総額には、株式付与ESOP信託及び役員向け株式交付信託に残存する自社の株式に対する配当金96百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議 予 定	株 式 の 種 類	配 当 の 原 資	配 の 当 金 額	1 株 当 た り 配 当 額	基 準 日	効 力 発 生 日
2 0 2 6 年 6 月 5 日 定時株主総会	普 通 株 式	利 益 剰 余 金	3,676百万円	90円00銭	2 0 2 6 年 3 月 3 1 日	2 0 2 6 年 6 月 8 日

(注) 2026年6月5日定時株主総会による配当金の総額には、株式付与ESOP信託及び役員向け株式交付信託に残存する自社の株式に対する配当金119百万円が含まれております。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

Ⅳ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い債券及び預金等の他、ファンド組成等のためのシードマネーに限定し、資金調達については主として銀行借入によっております。また、デリバティブは金利等によるリスクの回避に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収投資顧問料及び未収委託者報酬に係る信用リスクは、当社グループが管理あるいは運用するファンド、一任運用財産自体がリスクの高い取引を限定的にしか行っていないポートフォリオ運用であることから、限定的であると判断しております。

また、営業債権債務の一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、当該営業債権債務のネットポジションを毎月把握しており、さらに必要と判断した場合には、先物為替予約等を利用してヘッジする予定にしております。

投資有価証券は、主にファンドへのシードマネー、投資事業有限責任組合や投資証券への出資です。ファンドは時価のある有価証券であることから市場価格の変動リスクに晒されておりますが、「自己資金運用規程」に基づき、毎月時価を把握し、取締役会に報告しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額525百万円）は、「その他有価証券」には含めておりません。また現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額（＊１）	時 価（＊１）	差 額
(1) 投資有価証券（＊２）	18,914	18,914	－
その他有価証券	18,914	18,914	－
(2) 未収入金	1,700		
貸倒引当金（＊３）	△270		
	1,429	1,429	－
(3) 未収還付法人税等	22	22	－
(4) 未収委託者報酬	1,690	1,690	－
(5) 未収投資顧問料	1,814	1,814	－
(6) 預け金	2,926	2,926	－
(7) 短期借入金	(2,000)	(2,000)	－
(8) １年内返済予定の長期借入金	(5,000)	(5,000)	－
(9) リース債務	(1,026)	(1,026)	－
(10) 未払手数料	(358)	(358)	－
(11) 未払金	(1,584)	(1,584)	－
(12) 未払法人税等	(2,006)	(2,006)	－
(13) 預り金	(1,094)	(1,094)	－
(14) 長期借入金	(2,000)	(1,999)	△0

（＊１）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（＊２）連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については記載を省略しております。当該出資の連結貸借対照表計上額は4,751百万円であります。

（＊３）未収入金に対する貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
当連結会計年度 (2026年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金・預金	19,527	—	—	—
未収入金 (*)	1,429	—	—	—
未収委託者報酬	1,690	—	—	—
未収投資顧問料	1,814	—	—	—
合計	24,462	—	—	—

(*) 未収入金のうち、貸倒懸念債権等、償還予定額が見込めない270百万円は含めておりません。

(注) 2. 長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額
当連結会計年度 (2026年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	2,000	—	—	—	—	—
長期借入金	5,000	—	2,000	—	—	—
リース債務	1,026	45	20	—	—	—
合計	8,026	45	2,020	—	—	—

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	226	—	—	226
投資信託	—	17,554	—	17,554
投資証券	—	—	1,134	1,134

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
未収入金	—	1,429	—	1,429
未収還付法人税等	—	22	—	22
未収委託者報酬	—	1,690	—	1,690
未収投資顧問料	—	1,814	—	1,814
預け金	—	2,926	—	2,926
短期借入金	—	2,000	—	2,000
1 年内返済予定の長期借入金	—	5,000	—	5,000
リース債務	—	1,026	—	1,026
未払手数料	—	358	—	358
未払金	—	1,584	—	1,584
未払法人税等	—	2,006	—	2,006
預り金	—	1,094	—	1,094
長期借入金	—	1,999	—	1,999

(注 1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル 1 の時価に分類しております。投資信託は公表された基準価額を用いて評価しており、その時価をレベル 2 の時価に分類しております。投資証券は、第三者から入手した価格を基に算定した価格を使用しており、観察できない時価の算定に係るインプットを使用しているため、その時価をレベル 3 に分類しております。

未収入金、未収還付法人税等、未収委託者報酬、未収投資顧問料及び預け金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

短期借入金、１年内返済予定の長期借入金、リース債務、未払手数料、未払金、未払法人税等及び預り金
これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、その将来キャッシュ・フローと、その返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

(注２) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル３の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

当社において、レベル３の時価に分類される金融商品は、第三者から入手した価格を基に算定した価格及び直近のファイナンス価格等の取引価格等に基づいて算定した価格を使用しているものであるため、記載を省略しております。

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

(単位：百万円)

	有価証券及び投資有価証券
	その他有価証券
	投資証券
期首残高	1,153
当期の損益又はその他の包括利益	
損益に計上	－
その他の包括利益に計上	△18
購入及び売却	
購入	－
売却	－
レベル３時価への振替	－
レベル３時価からの振替	－
その他	－
期末残高	1,134
当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する金融商品の評価損益	－

(3) 時価の評価プロセスの説明

当社において、時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価のものは、第三者から入手した価格及び直近のファイナンス価格等の取引価格等を使用しております。第三者から入手した価格を使用するにあたっては、使用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

該当事項はありません。

V. 有価証券に関する注記

1. その他有価証券

当連結会計年度（2026年3月31日）

	種類	連結貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	① 国債・地方債 等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	15,947	9,519	6,427
	小計	15,947	9,519	6,427
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	(1) 株式	226	243	△16
	(2) 債券			
	① 国債・地方債 等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	2,741	3,047	△305
	小計	2,967	3,290	△322
合計		18,914	12,810	6,104

2. 売却したその他有価証券

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
(1) 株式	716	515	1
(2) 債券			
① 国債・地方債等	—	—	—
② 社債	—	—	—
③ その他	—	—	—
(3) その他	2,421	473	—
合計	3,138	989	1

3. 減損処理を行った有価証券

その他有価証券のうち市場価格のない株式等について、当連結会計年度318百万円の減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。また、市場価格のない株式等は、帳簿価額に対して実質価額が50%超下落した場合には、回収可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

Ⅵ. デリバティブ取引に関する注記

該当事項はありません。

Ⅶ. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、投信投資顧問業の単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
残高報酬（注1）	16,467百万円
成功報酬（上場株式運用）（注2）	2,361
成功報酬（アキュジションフィー）（注3）	212
成功報酬（プライベート・エクイティ）（注4）	412
その他	124
合計	19,578

（注1）残高報酬のうち、委託者報酬にかかるものが8,637百万円、投資顧問料にかかるものが7,404百万円、その他営業収益にかかるものが424百万円それぞれ含まれております。

（注2）成功報酬（上場株式運用）のうち、委託者報酬にかかるものが2,279百万円、投資顧問料にかかるものが82百万円それぞれ含まれております。

（注3）成功報酬（アキュジションフィー）212百万円は、連結損益計算書上、その他営業収益に計上されております。

（注4）成功報酬（プライベート・エクイティ）のうち、投資顧問料にかかるものが412百万円含まれております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 (4)収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

Ⅷ. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 992円03銭

2. 1株当たり当期純利益 161円41銭

(注) 1. 株主資本において自己株式として計上されている株式付与ESOP信託に残存する自社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末株式数の計算において控除する自己株式に含めております。また、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式数は1,327,929株であります。

(注) 2. 株主資本において自己株式として計上されている株式付与ESOP信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。また、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は1,331,514株であります。

Ⅸ. 重要な後発事象に関する注記

(投資有価証券の売却)

当社は、シードマネー投資している当社グループ運用ファンドのストラクチャー変更に伴い保有する投資有価証券を2026年4月に売却いたしました。これに伴い、2027年3月期第1四半期連結会計期間において、投資有価証券売却益15億28百万円を特別利益に計上いたします。

X. その他の注記

追加情報に関する注記

(株式付与ESOP信託)

グループ従業員（当社及び当社子会社4社（スパークス・アセット・マネジメント株式会社、スパークス・グリーンエナジー&テクノロジー株式会社、スパークス・アセット・トラスト&マネジメント株式会社及びスパークス・インベストメント株式会社（注）、以下「グループ子会社」という。）の従業員）に業績向上や株価上昇に対する意欲の高揚を促すことにより、中長期的な企業価値向上を図ることを目的として、「株式付与ESOP信託」（以下、「本制度」という。）を導入しております。なお、当社は「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第30号（平成27年3月26日）の指針に従って会計処理を行っております。

（注）スパークス・AI&テクノロジー・インベストメント株式会社は2025年4月1日付でスパークス・インベストメント株式会社に社名変更しております。

① 取引の概要

本制度は、予めグループ子会社が定めた株式交付規程に基づき、一定の要件を満たしたグループ従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。グループ子会社は、従業員に対し当社グループの業績や個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含めて取得し、信託財産として分別管理するものとします。

本制度の導入により、グループ従業員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を享受することができるため、株価を意識した業務遂行を促すとともに、勤労意欲を高める効果が期待できます。また、ESOP信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使は、受益者候補であるグループ従業員の意思が反映される仕組みであり、経営参画を促す企業価値向上プランとして有効です。

② 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、1,238百万円及び844,560株であります。

(役員向け株式交付信託)

当社の監査等委員でない取締役(社外取締役を除く、以下、「取締役」という。)に対し、信託を用いた業績連動型株式報酬制度を導入しております。

① 制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイント数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役にに対して交付される、という株式報酬制度です。

本制度に基づく当社株式の交付は、2023年3月末日で終了する事業年度から2031年3月末日で終了する事業年度までの9事業年度の間在任する当社取締役にに対して行います。なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則としてポイント付与の3年後です。

本制度の導入により、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

② 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、729百万円及び483,369株であります。

株主資本等変動計算書

第37期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本 合 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合 計		
2025年4月1日残高	8,587	130	2,082	2,213	1,725	13,042	14,768	△3,222	22,346
事業年度中の変動額									
剰余金の配当					279	△3,070	△2,791		△2,791
当期純利益						4,327	4,327		4,327
自己株式の取得								△300	△300
自己株式の消却			△335	△335				335	＝
株式付与ESOP									
信託による自己株式の処分								100	100
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）									
事業年度中の変動額合計	－	－	△335	△335	279	1,256	1,536	134	1,335
2026年3月31日残高	8,587	130	1,747	1,878	2,004	14,299	16,304	△3,088	23,681

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2025年4月1日残高	1,928	1,928	24,275
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△2,791
当期純利益			4,327
自己株式の取得			△300
自己株式の消却			－
株式付与ESOP 信託による自己 株式の処分			100
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	2,231	2,231	2,231
事業年度中の変動額合計	2,231	2,231	3,567
2026年3月31日残高	4,160	4,160	27,842

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類の個別注記表

当社の計算書類及びその附属明細書は「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）に基づいて作成しております。

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

……総平均法に基づく原価法を採用しております。

その他の関係会社有価証券

……投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等……………主として総平均法による原価法を採用しております。

（投資事業組合等への出資）

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。

なお、耐用年数は以下のとおりであります。

車両運搬具 6年

② 無形固定資産

ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度においては、貸倒実績はなく、一般債権については貸倒引当金を計上しておりません。

② 株主優待引当金

株主優待制度に基づき、株主に付与したポイントの利用に備えるため、当事業年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

① 関係会社業務受託収入

関係会社業務受託収入は、当社の一部子会社について、契約に基づき、一部の業務を受託しており、一定の期間にわたって、費用発生額(一部を除く)に一定の料率をマークアップした金額を報酬として受領しているため、一定の期間にわたる履行義務を充足した時点で収益を認識しております。これらの収益は、顧客との契約に係る取引価格で測定しております。取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

② 投資事業組合管理収入

投資事業組合管理収入は、当社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合について、契約に基づき、管理する義務があり、運用資産残高又はコミットメント額に一定の料率を乗じた金額で測定し報酬として受領しており、運用期間にわたり収益を認識しております。取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

Ⅱ. 貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務
該当事項はありません。

2. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	4,559百万円
長期金銭債権	250百万円
短期金銭債務	386百万円

3. 有形固定資産の減価償却累計額 5百万円

Ⅲ. 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

関係会社業務受託収入	696百万円
営業費用及び一般管理費	2,137百万円
営業取引以外の取引高	4,931百万円

Ⅳ. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

株 式 の 種 類	当 事 業 年 度 期 首 数 株 式	増 加 株 式 数	減 少 株 式 数	当 事 業 年 度 末 数 株 式
普 通 株 式	2,081,899	198,303	291,160	1,989,042

自己株式の増加株式数198,303株のうち、197,700株は当事業年度において取締役会決議による自己株式取得、603株については単元未満株式の買取りによって増加したものであります。

自己株式の減少株式数291,160株のうち、93,460株は当事業年度において、株式付与ESOP信託が自己株式を処分したことによる減少、197,700株については自己株式の消却により減少したものであります。

当事業年度末株式数には、株式付与ESOP信託及び役員向け株式交付信託が所有する当社株式が、1,327,929株が含まれております。

Ⅴ. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

関係会社株式評価損否認	6,327百万円
投資有価証券評価損否認	574百万円
未確定債務否認	18百万円
貸倒引当金否認	30百万円
貸倒損失否認	45百万円
繰越欠損金	107百万円
その他有価証券評価差額金	101百万円
その他の税務調整項目	204百万円
繰延税金資産小計	7,409百万円
評価性引当額	△7,393百万円
繰延税金資産合計	16百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	2,063百万円
繰延税金負債合計	2,063百万円
繰延税金負債の純額	2,047百万円

Ⅵ. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	スパークス・アセット・マネジメント株式会社	東京都港区	2,500百万円	資産運用業	所有100%	業務管理サービスの提供	業務受託(注1)	541	未収入金	168
							受取配当金	4,300	-	-
							業務委託(注1)	0	長期前払費用	5
							業務委託(注1)	1,456	未払金	237
	スパークス・グリーンエナジー&テクノロジー株式会社	東京都港区	25百万円	再生可能エネルギーにおける発電事業及びそのコンサルティング	所有100%	業務管理サービスの提供	業務受託(注1)	111	未収入金	35
							資金の貸付(注2)	1,100	短期貸付金	1,100
							資金の貸付回収(注2)	300	-	-
							受取利息(注2)	4	未収収益	3
	スパークス・アセット・トラスト&マネジメント株式会社	東京都港区	100百万円	資産運用業	所有100%	業務管理サービスの提供	業務受託(注1)	21	未収入金	6
							受取配当金	369	-	-
							業務委託(注1)	680	未払金	120
	スパークス・インベストメント株式会社(注3)	東京都港区	50百万円	資産運用業	所有100%	業務管理サービスの提供	業務受託(注1)	22	未収入金	7
							資金の貸付(注2)	1,300	短期貸付金	3,200
							貸倒引当金繰入額	97	貸倒引当金	97
							受取利息(注2)	24	未収収益	8

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	スパークス バイオ燃料 株式会社	三重県 松阪市	10 百万円	バイオマス発電 用の燃料の調 達、管理及び販 売	所有 (間接51%)	業務管理 サービス の提供	業務受託 (注1)	0	未収入金	0
							資金の貸付 (注2)	150	長期貸付金	250
							受取利息 (注2)	0	未収収益	1
	SPARX Asset Management Korea Co., Ltd.	韓国 ソウル	4,230 百万韓国 ウォン	資産運用業	所有 100%	業務管理 サービス の提供	受取配当金	135	-	-
	SPARX Asia Capital Management Limited	英国領 ケイマン 諸島	44,001千 米ドル	資産運用業	所有 100%	業務管理 サービス の提供	業務受託 (注1)	0	未収入金	-

取引条件ないし取引条件の決定方針等

- (注) 1. 市場価格を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。
2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
3. スパークス・AI&テクノロジーズ・インベストメント株式会社は2025年4月1日付でスパークス・インベストメント株式会社に社名変更しております。

Ⅶ. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、連結計算書類を作成しているため、記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 3. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

当社は、連結計算書類を作成しているため、記載を省略しております。

Ⅷ. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 704円52銭

2. 1株当たり当期純利益 109円39銭

(注) 1. 株主資本において自己株式として計上されている株式付与ESOP信託及び役員向け株式交付信託に残存する自社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末株式数の計算において控除する自己株式に含めております。また、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式数は1,327,929株であります。

(注) 2. 株主資本において自己株式として計上されている株式付与ESOP信託及び役員向け株式交付信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。また、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は1,331,514株であります。

Ⅸ. 重要な後発事象に関する注記

(投資有価証券の売却)

連結注記表「重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

X. その他の注記

該当事項はありません。